

平成 30 年度岐阜県スポーツ少年団市町村組織強化事業（新規団員獲得事業） 開催要項

1 主 旨

昨今の少年スポーツ事情を見ると、「子どものスポーツ離れ」などが問題視されており、スポーツ少年団においても団員加入率の減少など様々な課題がある。

これらの問題を解決すべく、新規団員の獲得を目的とした事業を展開することで、更なる認知度の向上を図り、一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供し、青少年のこころとからだを育てるとともに、地域に根付いたスポーツ少年団を目指す。

2 主 催

公益財団法人岐阜県体育協会 岐阜県スポーツ少年団
開催市町村体育協会 開催市町村スポーツ少年団

3 期 間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 20 日までの事業を対象とする。

4 事業内容

各市町村スポーツ少年団の必要と条件に応じたスポーツ少年団員の拡充のためのイベントを開催し、スポーツ少年団の更なる周知を図るとともに、勧誘を行うことができる事業を実施する。

※勧誘チラシを配布するのみの計画は認めない。

5 参加者

現スポーツ少年団所属団員とその保護者・関係者を主催・勧誘側とする。
スポーツ少年団未所属者とその保護者をイベント参加対象とする。

6 コース数

13 コース

※実施希望が上記コース数を上回った場合は、本団にて精査し決定する。

7 経 費

1 コース助成金 50,000 円及び市町村スポーツ少年団負担金をもって、実施経費とする。
助成対象経費は、講師謝金、講師旅費、資料費、借損料、通信運搬費、消耗品費、保険料、振込手数料とする。

※参加賞、熱中症対策ドリンクは消耗品費に計上する。

8 助成金交付に関する基準

- (1) 1市町村につき、1コースで行うことを原則とするが、他の市町村の実施状況に応じて事業数を認める。

9 申請方法

平成30年4月30日までに本事業に関する事業実施計画書(様式1)を1部作成し、岐阜県スポーツ少年団へ提出すること。規定コース以上の申請があった場合は、本団にて精査し決定する。

実施が決定した市町村スポーツ少年団には、本団より内示通知を送付するので、交付申請書を提出すること。

～助成金の流れ～

3月中旬 実施事業の募集 (～4月末)

5月9日(第1回総務企画委員会) 実施団体の決定、内示、交付決定

実施終了後 実施報告書の送付、助成金確定

平成 30 年度岐阜県スポーツ少年団市町村組織強化事業（新規団員獲得事業） 助成金基準要項

1 事業名

岐阜県スポーツ少年団市町村組織強化事業 新規団員獲得事業

2 期 間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 20 日

3 助成金対象経費

助成金の対象経費は、講師謝金、講師旅費、資料費、借損料、通信運搬費、消耗品費、保険料、振込手数料とし、単価基準に示すものとする。

4 助成金交付申請書の提出期限

助成金交付申請書を岐阜県スポーツ少年団に提出すること。

なお、助成金交付申請書（様式 2）を提出する前に事業を実施しても、助成対象の事業とは認められず、助成金の交付ができないので注意すること。

5 助成金の経理処理

(1) 整理科目ならびに単価基準表（別表）

(2) 証拠書類の整理

各経費の領収書等証拠書類は、支出ごとに完備すること。また、領収書については、コピーを岐阜県スポーツ少年団に提出すること。

なお、講師謝金・講師旅費については、支出額算出明細を明記のこと。

6 収支決算書作成上の注意事項

支出の部については、特に説明欄を設け、支出明細を記入のこと。

7 事業実施報告書の提出期限

事業終了後 15 日以内、または平成 31 年 3 月 25 日のいずれか早い期日までに、本事業に関する事業実施報告書（様式 3）を 1 部作成し、岐阜県スポーツ少年団へ提出すること。期限までに提出がない場合は、助成金を全額返金していただく場合もあるので注意すること。

9 助成金交付申請の辞退及び事業の中止について

何らかの理由で、助成金交付申請を辞退する場合は、別紙（様式 4）を記入の上、岐阜県スポーツ少年団に提出する。

また、助成金交付申請後に事業を中止する場合は、別紙（様式 5）を記入の上、岐阜県スポーツ少年団に提出する。